

平成 30 年 10 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社桑山 代 表 者 名 代表取締役社長 桑山 貴洋 (JASDAQ コード番号 7889) 問 合 せ 先 取締役管理本部長 佐伯 仁 (電話番号 03-3835-7231)

有限会社山洋による当社株式に対する公開買付けの結果 並びに親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

有限会社山洋(以下「公開買付者」といいます。)が平成30年9月3日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、平成30年10月17日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成30年10月24日付で下記のとおり当社の親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

## I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社桑山株式(証券コード 7889)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

- Ⅱ. 親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主の異動について
- 1. 異動予定年月日

平成30年10月24日(本公開買付けの決済の開始日)

# 2. 異動が生じた経緯

当社は、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式6,499,818株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成30年10月24日(本公開買付けの決済の開始日)付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有割合が50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社に該当することとなります。

さらに、当社は、当社の親会社以外の支配株主及び主要株主である桑山征洋氏から、その所有する当社株式全てについて本公開買付けに応募した旨の報告を受けました。この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成30年10月24日(本公開買付けの決済の開始日)付で、桑山征洋氏は、当社の親会社以外の支配株主及び主要株主に該当しないことになります。

## 3. 異動する株主の概要

# (1) 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) ////	TOTO ALL CINCID TO SOCIO			
(1)	名	有限会社山洋		
(2)	所 在 均	東京都文京区千駄木三丁目5番3号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 桑山 みき子		
(4)	事 業 内 容	不動産の賃貸及び管理業、有価証券の売買及び管理業、飲食店の経営等		
(5)	資 本 金	2 34,000,000 円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和 61 年5月 22 日		
(7)	純 資 産	664,657,000 円(平成 30 年2月 28 日現在)		
(8)	総資産	1,635,985,000 円(平成 30 年2月 28 日現在)		
(9)	大株主及び持株比率	桑山 貴洋(以下「桑山貴洋氏」といいます。)67.06%桑山 征洋(以下「桑山征洋氏」といいます。)12.76%桑山 みき子(以下「桑山みき子氏」といいます。)10.18%桑山 みゆき5.00%伊藤 祐子5.00%		
(10)	当社と当該株主との関係			
資 本 関 係		公開買付者は、本日現在、当社株式 3,353,200 株(所有割合(注) 33.34%)を所有しております。なお、公開買付者の大株主である桑山貴洋氏、桑山征洋氏及び桑山みき子氏は、当社株式を合計 2,202,689 株(所有割合 21.90%)所有しております。		
人 的 関 係		当社の代表取締役会長である桑山征洋氏が、公開買付者の取締役 を兼務しております。		
	取 引 関 ほ	当社は、接待等の目的で、公開買付者の経営する飲食店を利用しております。		
	関連当事者への該当状 ※			

(注)「所有割合」は、当社が平成30年8月9日に提出した「第50期第1四半期報告書」(以下「当社第1四半期報告書」といいます。)に記載された平成30年6月30日現在の発行済株式総数(10,331,546株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(274,838株)を控除した株式数(10,056,708株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

# (2) 親会社以外の支配株主及び主要株主に該当しないこととなる株主の概要

(1)	氏	名	桑山 征洋
(2)	住	所	東京都台東区
(3)	当社と当該村	朱主との関係	
	資 本	関 係	桑山征洋氏は、当社株式 1,301,862 株(所有割合 12.95%)を所有

				しています。また、桑山征洋氏の配偶者である桑山みき子氏その他の桑山征洋氏の近親者は合計して当社株式 1,584,696 株を所有しています。 また、上記「(1)新たに親会社に該当することとなる株主の概要」に記載のとおり、桑山征洋氏及びその近親者が議決権の全部を所有する公開買付者は、当社株式 3,353,200 株(所有割合 33.34%)を所有しています。
人	的	関	係	桑山征洋氏は、当社の代表取締役会長を務めています。また、桑山 征洋氏の子である桑山貴洋氏は、当社の代表取締役社長を務めて います。
取	引	関	係	上記「(1)新たに親会社に該当することとなる株主の概要」に記載のとおり、当社は、接待等の目的で、桑山征洋氏及びその近親者が議決権の全部を所有する公開買付者の経営する飲食店を利用しております。

# 4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

## (1) 有限会社山洋

	属性	議決権の数(議決権所有割合)		
	周往	直接所有分	合算対象分	合計
田利公	主要株主である	33,532個		33,532個
異動前	筆頭株主	(33.34%)	_	(33.34%)
異動後	親会社及び 主要株主である 筆頭株主	98,530個 (97.97%)	_	98,530個 (97.97%)

# (2) 桑山 征洋

	탈사	議決権の数(議決権所有割合)			
	属性	直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	親会社以外の 支配株主及び 主要株主	13,018個 (12.94%)	49,378個 (49.10%)	62,396個 (62.04%)	
異動後	_	_	_	_	

- (注1)「議決権所有割合」は、当社第1四半期報告書に記載された平成30年6月30日現在の発行済株式総数(10,331,546株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(274,838株)を控除した株式数(10,056,708株)に係る議決権の数(100,567個)を分母として計算しております。
- (注2)「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。

#### 5. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式 6,499,818 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、当社が平成 30 年8月 31 日に公表した「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所が開設する JASDAQ スタンダード市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以上

(参考)平成 30 年 10 月 18 日付「株式会社桑山株式(証券コード 7889)に対する公開買付けの 結果に関するお知らせ」(別添) 各 位

会 社 名 有 限 会 社 山 洋 代表者名 代 表 取 締 役 桑 山 み き 子

# 株式会社桑山株式(証券コード 7889) に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

有限会社山洋(以下「公開買付者」といいます。)は、平成30年8月31日、株式会社桑山(コード番号7889、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)が開設する市場であるJASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、平成30年9月3日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成30年10月17日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 買付け等の概要

- (1)公開買付者の名称及び所在地 有限会社山洋 東京都文京区千駄木三丁目5番3号
- (2) 対象者の名称 株式会社桑山
- (3) 買付け等に係る株券等の種類 普通株式
- (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限	
6,703,508 株	3,351,300株	- 株	

- (注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(3,351,300 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,351,300 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である 6,703,508 株を記載しております。これは、対象者が平成 30 年 8 月 9 日に提出した「第 50 期第 1 四半期報告書」(以下「対象者第 1 四半期報告書」といいます。)に記載された平成 30 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数(10,331,546 株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(274,838 株)及び本公開買付けに係る公開買付届出書提出日現在において公開買付者が所有する対象者株式の数(3,353,200 株)を控除した株式数(6,703,508 株)です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

### (5) 買付け等の期間

- ① 届出当初の買付け等の期間 平成30年9月3日(月曜日)から平成30年10月17日(水曜日)まで(30営業日)
- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性 該当事項はありません。
- (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき金790円

#### 2. 買付け等の結果

#### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,351,300 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計(6,499,818 株)が買付予定数の下限(3,351,300 株)以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成30年10月18日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

#### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株	6, 499, 818 株	6, 499, 818 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	一株	— 株
株券等信託受益証券	一 株	— 株
株 券 等 預 託 証 券	— 株	— 株
合 計	6, 499, 818 株	6, 499, 818 株
(潜在株券等の数の合計)	<del>-</del>	( — 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	33, 532 個	(買付け等前における株券等所有割合 33.34%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	22, 300 個	(買付け等前における株券等所有割合 22.17%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	98, 530 個	(買付け等後における株券等所有割合 97.97%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等後における株券等所有割合 一 %)
対象者の総株主の議決権の数	100, 545 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者及び対象者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第1期四半期報告書に記載された平成30年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者の所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第1四半期報告書に記載された平成30年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(10,331,546株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(274,838株)を控除した株式数(10,056,708株)に係る議決権数(100,567個)を分母として計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小 数点以下第三位を四捨五入しております。
- (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
- ② 決済の開始日平成30年10月24日(水曜日)

#### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付後の方針等につきましては、公開買付者が平成30年9月3日付で提出した公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを予定しております。対象者株式は、現在、東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場されておりますが、当該取得が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所 JASDAQ 市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

## 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

有限会社山洋

(東京都文京区千駄木三丁目5番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以上